

駐車監視員資格者証の再交付について

東日本大震災により、駐車監視員資格者証を流失、滅失した方で、再交付の手続をする場合、手数料が免除となります。

◎ 手数料の免除期間

震災日から平成31年3月31日までの間

◎ 対象者

東日本大震災により被災された方

◎ 再交付に必要な書類

- 駐車監視員資格者証再交付申請書
警察本部交通指導課でお渡ししています。
- 公安委員会関係手数料免除申請書
運転免許センター、警察署でお渡ししています。
- 戸籍謄本若しくは抄本
- 市町村役場が発行する罹災証明書
- 写真（3×2.4cm） 2枚

※ 郵送申請も可能ですが、簡易書留郵便代として392円分の切手を同封して申込みください。

【問合せ先】

〒980-8410

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県警察本部交通指導課駐車対策係

Tel.022-221-7171 内線5143～5149

※ 問合せについては、土、日曜日及び祝日を除く平日の9:00から17:00までの間をお願いします。